

越谷市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市犯罪被害者等支援条例（令和7年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国内犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪（性犯罪を含む。）に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 国外犯罪行為 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第2条第1項に規定する国外犯罪行為（当該行為により害を被った者又はその遺族が同条第5項に規定する国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けることができる場合に限る。）をいう。
- (3) 犯罪行為 国内犯罪行為及び国外犯罪行為をいう。
- (4) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病（犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）をいう。
- (5) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有していたものをいう。
- (6) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前にお

ける当該負傷又は疾病に係る身体の被害であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該負傷又は疾病の療養の期間が 1 月以上であつたこと。

イ 当該負傷又は疾病の療養のために、3 日以上病院に入院することを要したこと（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が 3 日以上労務に服することができない程度その他市長がこれと同等と認める程度であつたこと）。

(7) 遺族見舞金 条例第 7 条第 2 項第 1 号に掲げる遺族見舞金をいう。

(8) 傷害見舞金 条例第 7 条第 2 項第 2 号に掲げる傷害見舞金をいう。

(9) 犯罪被害者等見舞金 遺族見舞金又は傷害見舞金をいう。

（遺族見舞金の支給対象者）

第 3 条 遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族であつて、次項及び第 3 項の規定による第 1 順位の遺族となるもの（以下「第 1 順位遺族」という。）とする。

2 前項の遺族は、犯罪被害者の死亡の時に於いて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にあつた者及びパートナーシップ（越谷市パートナーシップの宣誓に関する要綱（令和 2 年告示第 4 2 4 号）第 2 条第 1 号に規定するパートナーシップをいう。第 5 条第 1 項第 1 号ア及び第 8 条第 4 号において同じ。）の関係にあつた者を含む。同条第 5 号において同じ。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号

に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- 4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者のうち1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした遺族見舞金の支給は、当該第1順位遺族全員に対してしたものとみなす。

(傷害見舞金の支給対象者)

第4条 傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われた時から第8条の規定による申請の時まで引き続き市内に住所を有しているものその他これに準ずるものとして市長が認めるものとする。

(犯罪被害者等見舞金の支給の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、犯罪被害者等見舞金を支給しない。ただし、犯罪被害者等見舞金を支給しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるときは、この限りでない。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があったとき。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にあった場合及びパートナーシップの関係にあった場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の関係にあった場合を含む。）

ウ 3親等内の親族（ア又はイに掲げるものを除く。）

- (2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は^{ほう}幫助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があるとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

2 市長は、前項に規定するもののほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

(遺族見舞金の額の調整)

第6条 傷害見舞金の支給を受けた犯罪被害者が死亡した場合（当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。）は、当該傷害見舞金の支給により当該犯罪被害者の第1順位遺族に対して遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該犯罪被害者の第1順位遺族に支給される遺族見舞金の額は、条例第7条第2項第1号に定める額から当該犯罪被害者が支給を受けた傷害見舞金の額を控除した額とする。

(併給調整)

第7条 市長は、犯罪被害により犯罪被害者等見舞金の支給を受けることができる者が他の地方公共団体において当該犯罪被害に係る見舞金その他犯罪被害者等見舞金と同様の給付を受けている場合は、当該犯罪被害

に係る犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

（遺族見舞金の支給申請）

第8条 遺族見舞金の支給を受けようとする第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、第3条第4項の規定により選任された代表者。以下この条において「申請者」という。）は、遺族見舞金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 申請者の住民票の写し
- (3) 申請者の犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にあった者又はパートナーシップの関係にあった者であるときは、当該関係を証明することができる書類
- (5) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (6) 申請者が第3条第2項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

（傷害見舞金の支給申請）

第9条 傷害見舞金の支給を受けようとする犯罪被害者（以下この条において「申請者」という。）は、傷害見舞金支給申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 負傷し、又は疾病にかかった日、入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

(2) 申請者の住民票の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(犯罪被害者等見舞金の支給申請の期限)

第10条 前2条の規定による申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(支給決定等)

第11条 市長は、第8条又は第9条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに犯罪被害者等見舞金の支給の適否を決定するものとする。

2 市長は、犯罪被害者等見舞金を支給する決定（以下「支給決定」という。）をしたときは、申請者（第8条又は第9条の規定による申請を行った者をいう。次項において同じ。）に対し、犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 市長は、犯罪被害者等見舞金を支給しない決定をしたときは、申請者に対し、犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の請求)

第12条 支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、犯罪被害者等見舞金請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し等)

第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給決定を取り消すものとする。

(1) 第5条第1項各号のいずれかに該当する場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）又は同条第2項に規定する場合

(2) 第7条に規定する場合

(3) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けた場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が支給決定を取り消す必要があると認める場合

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、受給者に対し、犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する場合において、受給者に対し犯罪被害者等見舞金を既に支給しているときは、当該犯罪被害者等見舞金の返還を求めるものとする。

（報告の求め等）

第14条 市長は、犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者若しくは警察機関、医療機関その他関係者に対し、必要な報告、書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は当該警察機関、医療機関その他関係者に対し、情報提供を行うものとする。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。